

令和7年3月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠間市長 山口 伸樹

市町村名 (市町村コード)	笠間市 (08216)
地域名 (地域内農業集落名)	旧北川根地区 (湯崎、住吉、随分附、柏井、仁古田、長兎路)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・主に粟・花き・水稻を栽培している地域。
- ・畑地は1筆の面積が狭く、機械が入っていけないため、機械化等による効率的な営農ができない。
- ・水田に関しては、基盤整備を行った農地があり、現在は担い手が耕作している。
- ・農地への接道が狭い。
- ・将来的に後継者不足が懸念されるため、担い手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畑地については、農地が狭いため、畑地の集積を行い、優良農地を確保し、地域内外から担い手を呼び込む。
- ・集積を進めた上で、機械化・スマート農業を推進し、効率的な農業を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	501 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	501 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地中杭を活用した畑地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業を活用し、担い手の確保を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地の集積を進め、優良農地を確保し、関係機関と協力しながら担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
営農組合を活用できる体制を整え、農作業を委託できるところはしていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--